

建設キャリアアップシステム活用の手引き(案)

－斜面防災技能者の確保と育成のために－

実 用 編

2026年4月1日

CCUS 活用小委員会編集

一般社団法人斜面防災対策技術協会人材育成委員会

## 本手引きの発刊に当たって

本手引きは、斜面防災施設づくりの現場を支える技能者の皆様が、建設キャリアアップシステムを活用して、その技能・能力を客観的に評価されることで社会的評価や処遇を受けられることを目的に作成しました。一般社団法人斜面防災対策技術協会(以下「斜面協会」という。)では、将来にわたって高度な斜面防災技能を有する者を安定して確保・育成していくことを目指しています。

斜面防災工事は、現場が斜面にあり狭隘な条件下での作業となることに加え、工事期間中は、土砂崩壊や地すべりの滑動に対して着手前に比べ一層不安定な状態を強いられ、常に斜面崩壊の危険性と隣り合わせでの作業となります。本能力評価制度で定められた能力評価基準が満たされた斜面防災工は、そのレベルに相当する技能・能力はもちろんのこと、その危険回避の教育をされている技能者です。すなわち作業員の安全はもちろんのこと近隣の人家等の安全確保にも優れている特長を持ちます。

斜面協会としては、斜面防災工事で働く技能者一人一人がそれぞれの経験や知識に応じたレベル1からレベル4までの能力評価基準にチャレンジできるように、技能者と事業者はもちろんのこと発注者にも分かり易い手引書を目指して編集しました。

この手引きを活用することにより、技能者が定着し安定した生活が送れることを前提として、優れた品質の斜面防災施設が安全に構築され、斜面防災工事の社会的な信頼性が高まることを期待しています。

本手引きは第1章から第5章で構成されています。

### 第1章「建設キャリアアップシステムについて」

建設キャリアアップシステムの基本的な考え方や用いられる用語の定義、技能者と事業者そして発注者のメリット、建設キャリアアップシステムの活用に関心する事業者が取り組む理由等を説明しています。

### 第2章「斜面協会が、今なぜ建設キャリアアップシステムの活用に取り組もうとしているのか」

協会の取り組み内容と、斜面防災工の定義、システム活用法等について説明しています。

### 第3章「登録基幹技能者制度について」

登録基幹技能者制度と登録のメリット、登録斜面防災基幹技能者講習について説明しています。

### 第4章「建設技能者(斜面防災技能者)の能力評価制度について」

技能者の能力評価制度と技能を客観的に評価するための基準を説明しています。

## 第5章「建設キャリアアップシステムに対する助成制度」

建設キャリアアップシステムにチャレンジされる技能者や企業を支援するための助成制度を説明しています。

建設キャリアアップシステムは、技能者や企業に分かり易いように、しばしば改善がなされています。本書は、その都度、追記・修正をして、斜面協会ホームページに掲載していきますので各レベルへの登録申請や資格試験・受講申し込みをされる場合には、当協会ホームページで最新情報を確認してくださることをお勧めします。

なお、本手引きの作成に当たり参考にした「関係法令や官報・通達等」や「建設キャリアアップシステム活用に向けたビジョン等」、作成時に寄せられた質問と回答を整理し、資料編として協会ホームページ会員専用ページに掲載しています。

本手引きに関する質問は、協会ホームページ会員専用ページに掲載した質問書の様式に必要な事項を記載の上、事務局まで送信してください。

本手引きは、理事会での議論や会員からの個別の聞き取り調査に基づき、斜面協会内の人材育成委員会 CCUS 活用小委員会※1(以下、「小委員会」という。)で方針を検討し、小委員会内に設置した CCUS 実務者研究会※2で検討を重ね、小委員会で編集したことを記します。

### ※1)人材育成委員会 CCUS 活用小委員会

委員長 : 相川 裕司  
副委員長: 南 哲行  
委員 : 綱木 亮介  
: 石引 庄一  
: 根本 佳和  
: 佐藤 威臣  
: 杉浦 信男

### ※2)CCUS 実務者研究会

委員長 : 南 哲行  
副委員長 : 綱木 亮介  
委員 : 東 康治  
: 佐藤 威臣  
: 石引 庄一  
: 根本 佳和  
: 杉浦 信男  
: 金子 法泰  
: 古賀 俊行

# 目 次

第1章 建設キャリアアップシステムについて	1
(1)建設キャリアアップシステム活用とは何か	1
ア)概要	1
イ)システムの仕組み	1
ウ)システムの目的	2
エ)システムの基本構成	2
(2)技能者、事業者および発注者のメリット	2
ア)技能者のメリット	2
イ)事業者のメリット	3
ウ)発注者のメリット	3
エ)建設キャリアアップシステム未導入時に不利になる可能性	3
(3)その活用について斜面協会の取り組み	3
ア)これまでの課題	3
イ)対応(「斜面防災工」の創設)	4
ウ)「斜面防災工」の対象となる工事	4
第2章 斜面協会が、今なぜ建設キャリアアップシステムの活用に取り組もう としているのか	5
(1)斜面協会の取組み内容	5
ア)新たな斜面防災工事に関する資格の創設	5
イ)技能者の能力評価制度における能力評価基準の策定	5
ウ)新たな技能職種コード「20 斜面防災工」の創設	5
エ)「20斜面防災工」の創設が必要な理由	5
オ)今後の期待される展開	6
(2)新たな技能職種コード「20 斜面防災工」について	6
ア)「20 斜面防災工」とは	6
イ)「20 斜面防災工」と重複する可能性のある他の工事の技能職種 について	6
(3)事業者、技能者の皆様へ	7
ア)就業履歴蓄積のポイント	7
イ)現場運用のポイント	7
ウ)能力評価基準のある他の工種との仕分け	8
エ)助成制度の活用	8
(4)斜面防災工に関する経歴証明の経過措置	8
(5)「斜面防災主任技能者資格試験」の活用	8

第3章 登録斜面防災基幹技能者について	20
(1)登録基幹技能者制度とは何か	20
(2)登録基幹技能者となることのメリット	20
(3)その活用について斜面協会が取り組む理由	20
(4)登録斜面防災基幹技能者講習	21
(5)試験問題の傾向と対策	21
(6)登録斜面防災基幹技能者の活用 今後の展望	22
第4章 建設技能者(斜面防災技能者)の能力評価制度について	24
(1)斜面防災技能者の能力評価に斜面協会が取り組む理由	24
(2)能力評価の段階	24
(3)能力評価申請の流れ	24
(4)手数料	25
(5)斜面防災技能者の能力評価基準	26
第5章 建設キャリアアップシステムに対する助成制度	27
(1)人材確保等支援助成金	27
(2)人材開発支援助成金	29

## 第1章 建設キャリアアップシステムについて

### (1)建設キャリアアップシステム活用とは何か

#### ア)概要

建設業に従事する技能者は、他の多くの産業従事者と異なり、様々な事業者の現場で経験を積んでいくことから、個々の技能者の能力が統一的に評価されにくい。このため、現場管理や後進の指導など、一定の経験を積んだ技能者が果たしている役割や能力が処遇に反映されにくいという課題があります。

これらの課題を克服するため、国土交通省が主導し、(一財)建設業振興基金が主体となって官民共同でシステム構築を進め、2019年4月に建設キャリアアップシステム(CCUS)が本格運用されました。

CCUS の基本的な目的は、技能者の資格や就業履歴を登録・蓄積し、個々の能力を正当に評価するものです。その運用に併せて、国土交通省は、同年3月に建設キャリアアップシステムを活用する「建設技能者の能力評価制度に関する告示」を定めました。「建設技能者の能力評価制度」では、この CCUS に登録された技能者の技能と経験を活用して、客観的な評価が行われます。

当協会としても、斜面防災技能者の育成に取り組み、技能力の向上と併せて斜面防災工事の定義を明確にし、技能者の地位・環境の向上が適切になされるよう CCUS の活用を検討し、実施体制を構築してまいりました。

また、CCUS は、単なる評価システムにとどまらず、業界の信頼性や透明性を高めることにもつながります。活用の効果を最大限に引き出すためには、企業がこのシステムを積極的に活用することが求められます。

当協会としても今後のサポートに尽力してまいります。

#### イ)システムの仕組み

技能者の能力評価は、技能者が登録した職種ごとに行われます。

建設キャリアアップシステム(CCUS)は、

- ①技能者・事業者の事前登録→ 技能者に IC カードを交付
- ②就業履歴の蓄積→ 技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴をシステム内に蓄積
- ③能力評価の実施→ 経験や資格に応じたレベル判定
- ④経験・技能に応じた処遇→ レベルに応じた賃金支払い
- ⑤現場管理での活用→ 社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成

などにより、技能者の保有資格・社会保険加入状況や現場の就業履歴などを業界横断的に登録・蓄積して活用する仕組みです。

## ウ)システムの目的

- ①技能者の能力・経験等に応じた適正な処遇改善につなげること
- ②技能者を雇用し育成する企業が伸びていける業界環境をつくること
- ③若い世代が安心して働き続けられる建設業界を目指すこと



です。

## エ)システムの基本構成

技能者がキャリアアップのデータを蓄積していく技能職種の登録を自ら行うことが必要です。能力評価の対象となる技能職種の登録は、複数選定でき追加も可能です。技能評価は、CCUS 内のデータにある保有資格、登録した職種ごとの経験期間(日数)、職長などの現場での役割及びその経験期間などから評価実施団体が国土交通省認定の評価基準に従って評価を行い、CCUS 内の技能者個人データで管理されます。

登録する情報は、

### ① 事業者登録・技能者登録

→基本情報(事業者: 建設業許可番号・社会保険加入・建退共加入)(技能者: 本人情報・社会保険加入・建退共加入・保有資格等)を登録します

### ②現場登録・施工体制登録・施工体制技能者登録

→元請が現場登録(現場契約情報の登録)をしたのち、元請と各下請で施工体制登録を行い、各下請で施工体制技能者登録を行います

これらの登録は、能力評価に有効な就業履歴を登録するうえで重要です。

### ③就業履歴の登録

→就業履歴は、技能者が現場に置かれたカードリーダーにタッチ等することで日々登録されます

となっています。

## (2)技能者、事業者および発注者のメリット

### ア) 技能者のメリット

- ①実務経験年数、保有資格、職長等経験年数により技能者の技能レベルが、適正に評価・認定されることから処遇改善につながります。
- ②自らの能力を客観的に証明できます(評価対象項目:就業日数、保有資格、登録基幹技能者講習および職長経験)。

#### イ)事業者のメリット

- ①登録技能者が増えると、社会的に信頼を得やすくなります
- ②社会保険加入状況等の確認の効率化が図れます
- ③書類作成の簡素化・合理化(施工体制台帳や作業員名簿の作成の手間やミスを削減)が図れます
- ④建設業退職金共済制度関係事務の効率化が図れます

#### ウ)発注者のメリット

- ①熟達した作業能力と豊富な知識を持つ登録基幹技能者が、効率的に作業を進めるため、工事目的物のさらなる品質向上や安全性の向上が期待できます。
- ②登録基幹技能者制度の普及により、元請業者だけでなく、下請け業者も含めて施工能力を評価する有効な評価指標となります(不良・不適格業者の排除の基礎資料となります)。

#### エ)建設キャリアアップシステム未導入時に不利になる可能性

##### ① 元請事業者の発注先から外れてしまう

元請が「建設キャリアアップシステム(CCUS)登録技能者との取引を優先」する場合に「技能者の質」を証明する手段としての CCUS 活用があります。

この流れに乗り遅れば、発注者・元請会社から選ばれなくなるといった「見えにくい機会損失」が増加していくことが予測されます。

##### ② 公共工事の請負で不利になる

現在、公共工事では、経営事項審査(経審)や入札参加資格、総合評価落札方式、工事成績評定などで、CCUS に関連する項目の加点評価が行われています。今後は、能力評価レベル 3 以上の技能者を一定割合以上に配置して施工すること、技能者情報を CCUS で見える化することを総合評価方式の加点要素として本格的に導入されていくと予測されます。

○技能者の能力評価の最上位のレベル4に位置付けられる「登録基幹技能者」は、企業の経営事項審査の審査項目「Z1:技術職員数」において、加点評価(3点)の対象となっています。

○登録基幹技能者の配置が「総合評価落札方式」の加点対象項目として導入する発注機関(国・都道府県、政令指定都市)が増えています。

○元請企業の「優良技能者認定制度」における認定要件の一つとして位置づけられています。 など

### (3)その活用について斜面協会の取り組み

#### ア)これまでの課題

斜面協会では、登録斜面防災基幹技能者講習実施機関(2025年6月20日付)に続いて、登録斜面防災基幹技能者を頂点とする斜面防災技能者能力評価基準を国土交通省に提案し、認定を受け、能力評価実施機関(2025年12月12日付)となりました。

斜面防災工事は、現場が斜面にあり狭隘な条件下で作業することから安全確保はもちろんのこと、常に土砂崩壊や地すべりの滑動が不安定な状態での作業を強いられています。このため斜面防災技能者(斜面防災工)には、自らの安全確保はもちろんのこと、近隣住民・施設に対して細心の注意を払い、わずかな異変も見逃さないという専門的な視点が求められています。

斜面防災技能者(斜面防災工)は、これまで法面工、ボーリング工、アンカー工、土工等の一部として認識されていたものの、一般的な工種に従事する技能者とは異なり、斜面防災工事に特化した専門性の高い技能者であります。また、職種に囚われることなく一人が様々な作業をこなすことで、現場の安全と品質を担保してきました。

しかしながら、斜面防災技能者(斜面防災工)は、多様な工種に係ることから、評価の対象となる技能職種を定められないという不利益を被っていました。さらに、現場での実績が令和6(2024)年度からCCUSに蓄積された情報しか認められなくなり経験が分散する恐れがおおくなりました。

#### イ)対応(「斜面防災工」の創設)

これらの不利益等への対応として、「斜面防災工」というコード番号をCCUS内に新規登録して、職種を明確にすることとしました。

なお、技能者の能力評価に当たって、令和11(2029)年3月31日までの経過措置として、令和6(2024)年3月31日までの就業履歴はICカードによる履歴ではなく、事業者証明によって評価することが可能となっています。

#### ウ)「斜面防災工」の対象となる工事

また、斜面防災技能者(斜面防災工)が実務経験として評価される「斜面防災工事」とは、

- ①地すべり防止施設(地すべり等防止法)
- ②急傾斜地崩壊防止施設(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ③雪崩対策施設(昭和60年4月5日発 建設省河傾第11号)
- ④その他、地域の開発、災害等に関連して発生する斜面や法面の変状対策のための施設、及び①～③に類似すると判断される施設

## 第2章 斜面協会が、今なぜ建設キャリアアップシステムの活用に 取り組もうとしているのか

### (1) 斜面協会の取組み内容

#### ア) 新たな斜面防災工事に関する資格の創設

斜面協会は、設立以来の「斜面防災に関する技術の普及と発展」という理念に基づき、斜面防災関係事業に携わる技術者及び技能者のキャリアアップに営々と取り組んできました。

斜面協会では、この度、従来の「地すべり防止工事士」に加え、技能者を主体に、令和7年度に協会独自の技能者資格として「斜面防災主任技能者」を、また国土交通省の登録資格として「登録斜面防災基幹技能者」を創設し、その講習の実施機関になりました。

#### イ) 技能者の能力評価制度における能力評価基準の策定

斜面防災事業に携わる企業の技能者を対象に、これらの資格を客観的なキャリアアップとして活用するため、技能者の技能レベルを初心者のレベル1～最上位のレベル4にランク分けをしました。斜面協会では、これら4つのランクについて「能力評価基準」を策定し、能力評価実施機関になりました。このキャリアアップシステムを活用することで、企業はもちろんのこと、技能者にとっても社会的評価の向上や処遇の改善の基礎となることを期待することができます。

#### ウ) 新たな技能職種コード「20 斜面防災工」の創設

新たな技能職種コード「20 斜面防災工」は、斜面防災工事に係る技能能力評価の対象となる職種として国土交通省と調整の上、(一財)建設業振興基金の定める建設キャリアアップシステム登録申請書コード表に新たに登録されました。

#### エ) 「20 斜面防災工」の創設が必要な理由

技能者の能力評価制度における最上位であるレベル4を得るためには、その技能職種で10年以上の実務経験、3年以上の職長経験が必要です。

一方、斜面防災工事に係わる技能職種は、これまで表-1(10頁)に示す11の技能職種コードに細分化されています。このことから、それぞれの技能職種コードごとに所定の経験年数を得るには膨大な期間が必要となり、かつ、一人のレベル4の技能者が受け持つ範囲が狭くなります。このため、一箇所の現場に必要以上に多くのレベル4の技能者を配置することになる恐れがあります。

斜面防災工事の多くの現場では、複数の工種が並行して進められており、結果として技能者は複数の幅広い工種に習熟をしています。また、職長の大きな役割

は不安定な斜面での作業に対して作業員と工事現場に隣接する人家の安全確保です。そこで、表-1 に示す 11 の技能職種を統合した多能工的な技能職種として「20 斜面防災工」を新たに創設しました。

その結果、これまでの 11 に分れていた技能職種の経験日数を合算して技能職種コード「20斜面防災工」に経験日数(年数)として計上できることになりました。

今後のさらなる技能者不足に対応する上でも有効な制度と考えられます。斜面協会会員企業の皆様には、関係する協力企業にも周知していただきますようお願いいたします。

#### オ)今後の期待される展開

能力評価レベル4の技能者が、地すべり防止工事士と同程度の人数(4,000～5,000名)と、全都道府県にまんべんなく一定数存在することを目指します。

そうすることによって、斜面防災対策が専門として明確となり、また総合評価落札方式等における評価の大きな要件となることが期待できます。

また、能力評価に基づいた技能者を確保することにより、斜面防災工事業の信頼性を高めることに繋がります。

### (2)新たな技能職種コード「20 斜面防災工」について

#### ア)「20 斜面防災工」とは

前述したとおり、「20 斜面防災工」は、大分類「01特殊作業員」の小分類として令和 7 年 10 月に新たに創設されました。

大分類「01特殊作業員」-小分類「20 斜面防災工」は多能工的な工種であり、対象とする工事は、4 ページ「その活用について斜面協会が取り組む理由」の「イ」対象となる工事に記載する①～④の施設の施工に携わる職種となります。

なお、「20 斜面防災工」における「20」という数字は、技能職種コードの大分類「01 特殊作業員」の中の、新たに創設した小分類「斜面防災工」のコード番号を示しています(以下も同様です。)

#### イ)「20 斜面防災工」と重複する可能性のある他の工事の技能職種について

大分類「01特殊作業員」-小分類「20 斜面防災工」に包含される 11 の工種を表-1(10頁)に示します。

また、重複の可能性のある工種との区分の例として図1-1(11頁)～図1-8(20頁)を参照ください。

これらは、これまで斜面防災工事の職種であっても就業履歴としては蓄積されていないので、所属事業者等の経歴証明が必要となります((4)斜面防災工に関する経歴証明の経過措置を参照)。

なお、令和 6 年の会員へのアンケート調査では、令和 6 年度時点で、斜面防

災工事に従事した多くの技能者が、次の職種で登録されています。

- ・大分類「01 特殊作業員」—小分類「02 コンクリート工」、「06 さく井工」、「08 ボーリング工」、「09 アンカー工」、「11 土工」
- ・大分類「02 普通作業員」—小分類「03 深礎工」
- ・大分類「05 法面工」—小分類「01 法面工」、「02 モルタルコンクリート吹付工」、「04 植生工」、「05 ラス張工」
- ・大分類「33 型わく工」—小分類「01 型わく工」

以上の職種の経験月(日)数は、斜面防災技能者(斜面防災工)として能力評価を申請する際に、斜面防災工に関わる経験期間として合算することができます(協会会員の技能者で経験日数が CCUS から漏れることはないと考えています)。

### (3)事業者、技能者の皆様へ

以下の項目について、着実に対応していただきますようお願いいたします。

#### ア) 就業履歴蓄積のポイント

- ・CCUS では、次のいずれかの方法で技能者の現場入退場を認識し、就業履歴として蓄積します。
  - ※現場入退場を認識する機器が「入退場デバイス」と呼ばれています。
  - ①就業履歴登録アプリ「建レコ」と接続したカードリーダーによる方法
  - ②認定 API 連携システム(電話発信、スマホ顔認証、QR コード)事業者が提供する入退場デバイスによる方法
- ・使用する入退場デバイスは元請事業者が現場ごとに選択します。
  - ※就業履歴は技能者自身の就労実績として記録されるものであり、能力評価を申請し技能レベルのステップアップを行う際の大切なデータとなります。
  - ※就業履歴の蓄積は、職種分類のうち大分類コードと小分類コードに従って行われます。現場ごとにどの職種や立場(職長、班長)で就業履歴が蓄積されるかは、所属事業者(または代理手続き者)による施工体制技能者登録において設定されますので、斜面防災工事においては、「20斜面防災工」で登録するようお願いします。

#### イ) 現場運用のポイント

##### ①技能者登録時

所属事業者との関連付けが必要です

評価基準による職種の選択(受審する能力評価基準の職種コード(斜面防災工)とする)をします

関連付けがないと施工体制技能者登録ができません

##### ②施工体制技能者登録時

下請(上位事業者)は、登録技能者の「編集」ボタンから「職種」、「立場(職長、班長)」等を確認し適正な状態に修正します

#### ウ)能力評価基準のある他の職種との仕分け

- ①現在、他の協会において能力評価基準のある職種(さく井工、ボーリング工、土工、法面工、型わく工)については、斜面防災工事に限定して能力評価します(図 1-2、図 1-3、図 1-5、図 1-7、図 1-8 を参照してください)。
- ③ 現在、他の協会において能力評価基準のないコンクリート工、アンカー工、深礎工は、斜面防災工事に関連していると判断される工事について能力評価します(図 1-1、図 1-4、図 1-6 を参照してください)。

#### エ)助成制度の活用

職種の登録や資格取得のための費用の一部に補助制度があります(企業規模によって助成率が異なることがあります)ので活用してください。

助成制度を第5章にまとめました。ご参照ください。

### (4)斜面防災工に関する経歴証明の経過措置

#### ア)令和 6(2024)年 3 月 31 日までの経歴

所属事業者等による経歴証明により対応します。ただし、令和 11(2029)年 3 月 31 日までに能力評価の申請を行う場合に限りです。

#### イ)令和7(2025)年10月以降の経歴

斜面防災工が技能職種コードとして登録されたため、技能者が選択する職種は、斜面防災工事についてすべて斜面防災工に集約されます。CCUS に蓄積された情報しか認められなくなります。

なお、7 ページ「(2)新たな技能職種コード「20 斜面防災工」について」の「イ)「20 斜面防災工」と重複する可能性のある他の工事の技能職種について」に記載されている 11 工種を合算することができます(表-1を参照)。

### (5)「斜面防災主任技能者資格試験」の活用

斜面協会では、令和 7(2025)年 4 月に、「斜面防災工事の施工現場で高度な技能を持つ技能者」を対象にした「斜面防災主任技能者資格試験」を創設しました。

「斜面防災主任技能者資格試験」内容は、「登録地すべり防止工事試験」の内、主に工事に係わる高度な技能者として必要な知識を確認する内容となっています。

この資格は、一定の現場経験を有する技能者にとって、レベル 3 を得るために必要な資格の一つになっています。

最上位のレベル4を得るためには、「登録斜面防災基幹技能者」資格が必要ですが、その受講資格の一つとして認められていることから、積極的な活用を勧めます。

就業履歴の蓄積に当たっては、技能職種コード「斜面防災工」を活用ください。

表-1 斜面防災工事と重複する可能性のある他の工事の職種(工種)について

大分類	小分類(工種)	他協会の既往能力評価基準	資料 No
01 特殊作業員	02 コンクリート工	なし	図 1-1
	06 さく井工	登録さく井基幹技能者 一般社団法人 全国さく井協会	図 1-2
	08 ボーリング工	登録グラウト基幹技能者 一般社団法人 日本グラウト協会	図 1-3
	09 アンカー工	なし	図 1-4
	11 土工	登録土工基幹技能者 一般社団法人 日本機械土工協会	図 1-5
02 普通作業員	03 深礎工	なし	図 1-6
05 法面工	01 法面工	登録道路等法面保護工事基幹技能者 一般社団法人 全国特定法面保護協会	図 1-7
	02 モルタルコンクリート吹付工		
	04 植生工		
	05 ラス張工		
33 型わく工	01 型わく工	登録型枠基幹技能者 一般社団法人 日本型枠工事業協会	図 1-8

※各小分類(工種)における斜面防災工事とそれ以外の工事の具体例を図 1-1～図 1-8 (p.23～p.30)に示します。

図 1-1 「コンクリート工」：大分類 01-小分類 02

工事の区分	
斜面防災工事	建築等コンクリート工事
<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) とび・土工・コンクリート工事                      (内容) その他基礎的ないしは準備的工事                      (例示) 地すべり防止工事                      (備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり対策工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>抑制工-集水井工(吊りコンクリート・静水槽コンクリート)</li> <li>-砂防構造物(護岸工、砂防えん堤工)</li> <li>-地表水排除工</li> </ul> </li> <li>・急傾斜地崩壊対策工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>抑制工-排水工</li> <li>抑止工-擁壁工</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;能力評価基準(新設)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録斜面防災基幹技能者(一社)斜面防災対策技術協会                      コンクリート工の技能は既往の評価基準がないため、斜面防災工事のコンクリート工事に関する技能については就業履歴としてカウントする</li> </ul> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面変動を抑制・抑止するコンクリート構造物を築造する(作業内容)</li> <li>・地すべりや崩壊が発生する恐れのある斜面内における作業</li> <li>・コンクリートの打設</li> <li>・バイブレーターによる締固め</li> <li>・表面仕上げ</li> <li>・養生</li> </ul>	<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) とび・土工・コンクリート工事                      (内容) コンクリートにより工作物を築造する工事                      (例示) コンクリート工事、コンクリート打設工事</p> <p>&lt;能力評価基準(既往)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なコンクリート製構造物を築造する(作業内容)</li> <li>・一般に安定した平坦地における作業</li> <li>・コンクリートの打設</li> <li>・バイブレーターによる締固め</li> <li>・表面仕上げ</li> <li>・養生</li> </ul>
 <p>【コンクリート構造物の打設例 擁壁工】</p>  <p>【コンクリート構造物の打設例 排水工】</p>  <p>【コンクリート構造物の打設例 集水井工】</p>	 <p>【コンクリート構造物の打設例 建築土間】</p>  <p>【コンクリート構造物の打設例 ダム】</p>  <p>【コンクリート構造物の打設例 橋梁床板】</p>

図 1-2 「さく井工」：大分類 01-小分類 06

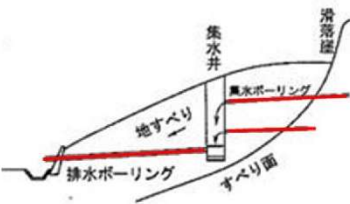
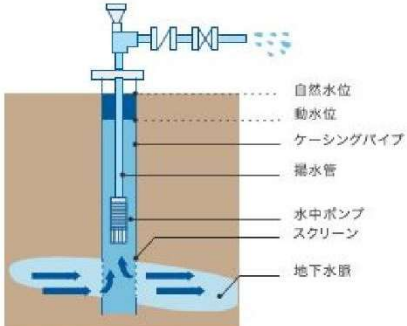




工事の区分	
斜面防災工事	井戸等さく井工事
<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) とび・土工・コンクリート工事                      (内容) その他基礎のないしは準備的工事                      (例示) 地すべり防止工事                      (備考)                      ・地すべり対策工事                      抑制工-集排水ボーリング工・横ボーリング工</p>	<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) さく井工事                      (内容) さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事                      (例示) さく井、観測井、還元井、井戸、さく孔、温泉掘削、石油掘削、天然ガス掘削、揚水設備工事等</p>
<p>&lt;能力評価基準(新設)&gt;                      ・登録斜面防災基幹技能者(一社)斜面防災対策技術協会                      さく井の技能は他団体も評価対象としているが、作業環境や削孔方向の違いなど、斜面防災工事特有の作業内容があり、その部分については就業履歴としてカウントする</p>	<p>&lt;能力評価基準(既往)&gt;                      ・登録さく井基幹技能者、(一社)全国さく井協会</p>
<p>(目的)                      ・斜面変動を抑制するために地下水を排除する                      (作業内容)                      ・地すべりが発生する恐れのある斜面内や集水井内における作業                      ・ボーリングマシンによる削孔(水平方向)                      ・ボーリング孔に集水管を設置する</p>	<p>(目的)                      ・地下水資源の揚水                      (作業内容)                      ・一般に安定した平坦地における作業                      ・ボーリングマシンによる削孔(鉛直方向)                      ・ボーリング孔にスクリーン管とポンプを設置する</p>
 <p>【集排水ボーリングの概念図】</p>	 <p>【さく井ボーリングの概念図】</p>
 <p>【作業状況、集水ボーリング(集水井内)】</p>	 <p>【作業状況、機材全景】</p>
 <p>【作業状況、排水ボーリング(水平方向、集水井内)】</p>	 <p>【作業状況、ボーリング(鉛直方向)】</p>

図 1-3 「ボーリング工」：大分類 01-小分類 08

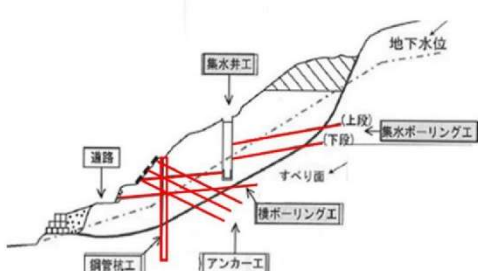


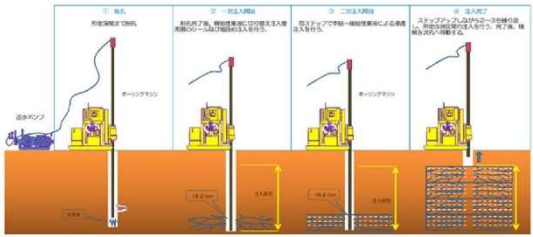


工事の区分	
斜面防災工事	グラウトのためのボーリング工事
<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) とび・土工・コンクリート工事                      (内容) その他基礎的ないしは準備的工事                      (例示) 地すべり防止工事                      (備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり対策工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>抑制工-集排水ボーリング工・横ボーリング工</li> <li>抑止工-杭工、アンカー工</li> <li>調査ボーリング</li> </ul> </li> <li>・急傾斜地崩壊対策工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>抑止工-アンカー工、地山補強土工、調査ボーリング</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;能力評価基準(新設)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録斜面防災基幹技能者(一社) 斜面防災対策技術協会                      ボーリング工の技能は他団体も評価対象としているが、作業環境や築造物の違いなど、斜面防災工事特有の作業内容があり、その部分については就業履歴としてカウントする</li> </ul>	<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) とび・土工・コンクリート工事                      (内容) その他基礎的ないしは準備的工事                      (例示) ボーリンググラウト工事</p> <p>&lt;能力評価基準(既往)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録グラウト基幹技能者、(一社) 日本グラウト協会</li> </ul>
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面変動を抑制するための地下水排除施設や斜面変動抑止するための抑止施設を設置する。(調査ボーリングを含む)</li> </ul> <p>(作業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべりや崩壊が発生する恐れのある斜面内における作業</li> <li>・ボーリングマシンによる削孔(鉛直・水平・斜め方向)</li> <li>・ボーリング孔に集水管や鋼管、アンカー材、鉄筋などを設置する</li> </ul>	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物を支持するために地盤を改良して強度を高める</li> </ul> <p>(作業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に安定した平坦地における作業</li> <li>・ボーリングマシンによる削孔(鉛直方向)</li> <li>・ボーリング孔からセメント系などのグラウトを地盤に注入する</li> </ul>
 <p>【概念図】</p>  <p>【作業状況 左：アンカー材挿入、右：横ボーリング工削孔】</p>  <p>【作業状況 左：鋼管杭挿入、右：調査ボーリング全景】</p>	 <p>【概念図】</p>  <p>【作業状況 ボーリング削孔・グラウト注入】</p>  <p>【作業状況 グラウトプラント】</p>

図 1-4 「アンカー工」：大分類 01-小分類 09

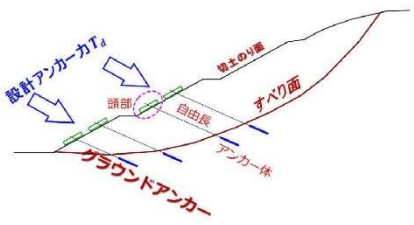


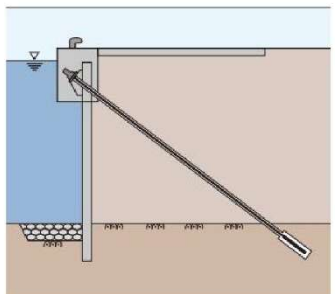

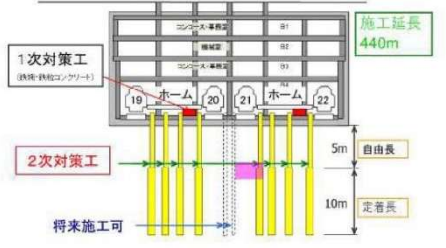
工事の区分	
斜面防災工事	仮設等のアンカー工事
<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) とび・土工・コンクリート工事                      (内容) その他基礎のないしは準備的工事                      (例示) すべり防止工事                      (備考)                      ・地すべり対策工事                        抑止工-アンカー工                      ・急傾斜地崩壊対策工事                        抑止工-地山補強土工</p>	<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) とび・土工・コンクリート工事                      (内容) その他基礎のないしは準備的工事                      (例示) アンカー工事                      (備考)                      ・仮設山留・土留工事                      ・ダム・護岸の転倒防止                      ・建物の浮き上がり防止</p>
<p>&lt;能力評価基準(新設)&gt;                      ・登録斜面防災基幹技能者(一社)斜面防災対策技術協会                      アンカー工の技能は既往の評価基準がないため、斜面防災工事のアンカー工事に関する技能については就業履歴としてカウントする</p>	<p>&lt;能力評価基準(既往)&gt;                      ・なし</p>
<p>(目的)                      ・斜面変動を抑止するアンカー工および地山補強土工の築造                      (作業内容)                      ・地すべりや崩壊が発生する恐れのある斜面内における作業                      ・ボーリングマシンによる削孔(斜め方向)                      ・ボーリング孔にアンカー材、鉄筋などを挿入する                      ・ボーリング工にグラウト材を注入する                      ・グラウトの硬化後、緊張・定着を行う</p>	<p>(目的)                      ・構造物の変位を防止するアンカー工の築造                      (作業内容)                      ・ボーリングマシンによる削孔(鉛直、斜め方向)                      ・ボーリング孔にアンカー材、鉄筋などを挿入する                      ・ボーリング工にグラウト材を注入する                      ・グラウトの硬化後、緊張・定着を行う</p>
 <p>【アンカー工事の概念図 地すべり対策】</p>	 <p>【アンカー工事の例 山留の補強(建築)】</p>
 <p>【アンカー工事の実施状況 地すべり対策】</p>	 <p>【アンカー工事の例 矢板式護岸の補強(港湾)】</p>
 <p>【地山補強土工の実施状況 急傾斜地崩壊対策】</p>	<p>上野地下駅地下水対策                      グラウンドアンカー</p>  <p>【アンカー工事の例 地下構造物の浮き上がり防止】</p>

図 1-5 「土工」：大分類 01-小分類 11

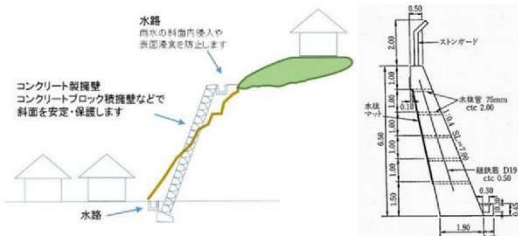
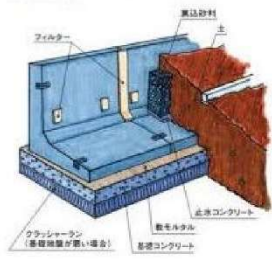




工事の区分	
斜面防災工事	土工、コンクリート工事
<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt; (種類) とび・土工・コンクリート工事 (内容) その他基礎的ないしは準備的工事 (例示) 地すべり防止工事 (備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり対策工事               <ul style="list-style-type: none"> <li>抑制工-排水工・押え盛土工                   <ul style="list-style-type: none"> <li>-砂防構造物(護岸工、砂防えん堤工)</li> <li>-地表水排除工</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・急傾斜地崩壊対策工事               <ul style="list-style-type: none"> <li>抑制工-排水工</li> <li>抑止工-擁壁工</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;能力評価基準(新設)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録斜面防災基幹技能者(一社)斜面防災対策技術協会 土工の技能は他団体も評価対象としているが、作業環境や築造物の違いなど、斜面防災工事特有の作業内容があり、その部分については就業履歴としてカウントする</li> </ul> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・斜面変動を抑制・抑止するために土工構造物や躯体を築造する</li> </ul> <p>(作業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべりや崩壊が発生する恐れのある斜面内における作業、</li> <li>・人力や軽重機を用いて、土砂の掘削や盛土、コンクリートの打込み作業等、複数の作業を行う</li> </ul>  <p>【概念図 擁壁工(急傾斜地崩壊対策)】</p>	<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt; (種類) とび・土工・コンクリート工事 (内容) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、土砂等の掘削、盛上げ、締め等を行う工事 コンクリートにより工作物を築造する工事 (例示) とび工事、足場等仮設工事など 土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事</p> <p>&lt;能力評価基準(既往)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録土工基幹技能者、(一社)日本機械土工協会</li> </ul> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地の造成等を行うために土工構造物や躯体を築造する</li> </ul> <p>(作業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に安定した平坦地における作業</li> <li>・人力や軽重機を用いて、土砂の掘削や盛土、コンクリートの打込み作業等、複数の作業を行う</li> </ul>  <p>【概念図 擁壁工(用地造成)】</p>
 <p>【作業状況 擁壁工・人力掘削(急傾斜地崩壊対策)】</p>	 <p>【作業状況 水路工・掘削】</p>
 <p>【作業状況 擁壁工・掘削(急傾斜地崩壊対策)】</p>	 <p>【作業状況 擁壁工・埋め戻し】</p>

図 1-6 「深礎工」：大分類 02-小分類 03

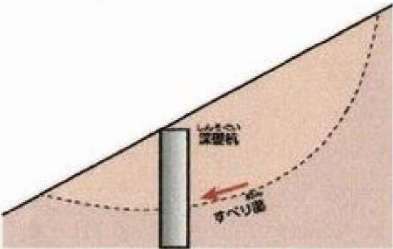
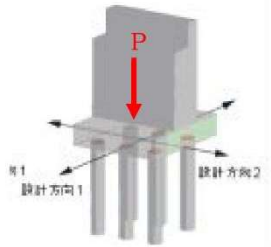







工事の区分	
斜面防災工事	基礎等の場所打ちぐい工事
<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) とび・土工・コンクリート工事                      (内容) その他基礎的ないしは準備的工事                      (例示) 地すべり防止工事                      (備考)                      ・地すべり対策工事                      抑止工-深礎工</p>	<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) とび・土工・コンクリート工事                      (内容) くい打ち、くい抜き及び場所打ちぐいを行う工事                      (例示) 場所打ちぐい工事</p>
<p>&lt;能力評価基準（新設）&gt;                      ・登録斜面防犯基幹技能者（一社）斜面防犯対策技術協会                      深礎工事の技能は既往の評価基準がないため、斜面防犯工事の深礎工事に関する技能については就業履歴としてカウントする</p>	<p>&lt;能力評価基準（既往）&gt;                      ・なし</p>
<p>(目的)                      ・地すべりを抑止する深礎工の築造                      ・主に地すべりの水平方向の力を支持地盤に伝達する                      (作業内容)                      ・地すべりが発生する恐れのある斜面内における作業                      ・掘削、排土、土留材組立て                      ・鉄筋組立                      ・コンクリート打設</p>	<p>(目的)                      ・橋台や橋脚などの重量を指示する深礎工の築造                      ・主に上部工の鉛直方向の力を支持地盤に伝達する                      (作業内容)                      ・一般に安定した平坦地における作業                      ・掘削、排土、土留材組立て                      ・鉄筋組立                      ・コンクリート打設</p>
 <p>【深礎工の概念図（地すべり抑止工）】</p>	 <p>【深礎工の概念図（橋台の基礎杭）】</p>
 <p>【深礎工の施工状況（地すべり抑止工）】</p>	 <p>【深礎工の施工状況（橋台の基礎杭）】</p>
 <p>【深礎工の施工状況（地すべり抑止工） 鉄筋組立】                      (水平力に耐えるようせん断補強筋が配置されている)</p>	 <p>【深礎工の施工状況（橋台の基礎杭） コンクリート打設】</p>

図 1-7 「法面工」「モルタルコンクリート吹付工」「植生工」「ラス張り工」：大分類 05-小分類 01、02、04、05

工事の区分	
斜面防災工事	道路等法面保護工事
<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt; (種類) とび・土工・コンクリート工事 (内容) その他基礎的ないしは準備的工事 (例示) 地すべり防止工事 (備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり対策工事                     <ul style="list-style-type: none"> <li>抑制工-排土工・押え盛土工</li> </ul> </li> <li>・急傾斜地崩壊対策工事                     <ul style="list-style-type: none"> <li>抑制工-吹付工、法枠工</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt; (種類) とび・土工・コンクリート工事 (内容) その他基礎的ないしは準備的工事 (例示) 道路法面保護工事</p>
<p>&lt;能力評価基準(新設)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録斜面防災基幹技能者(一社)斜面防災対策技術協会 法面工の技能は既往の評価基準がないため、斜面防災工事の法面保護工事に関する技能については就業履歴としてカウントする</li> </ul>	<p>&lt;能力評価基準(既往)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録道路等法面保護工事基幹技能者、(一社)全国特定法面保護協会</li> </ul>
<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべりの排土面や自然斜面等について侵食や崩壊を抑制する各種対策施設の設置 (作業内容)</li> <li>・高所、急勾配斜面における斜面整形、ラス張り、吹付型枠の設置</li> <li>・モルタルコンクリート、植生基材等の吹付</li> </ul>	<p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土面の侵食や小崩壊防止を図る法面保護工の設置 (作業内容)</li> <li>・高所、急勾配法面における法面整形、ラス張り、吹付型枠の設置</li> <li>・モルタルコンクリート、植生基材等の吹付</li> </ul>
 <p>【自然斜面におけるモルタル吹付工の施工例】</p>	 <p>【道路切土法面におけるモルタル吹付工の施工例】</p>
 <p>【自然斜面における法枠工の施工例】</p>	 <p>【道路切土法面における法枠工の施工例】</p>
 <p>【地すべりの排土面におけるモルタル吹付工の施工例】</p>	 <p>【道路切土法面におけるモルタル吹付工の作業状況】</p>

**図 1-8 「型枠工」：大分類 33-小分類 01**

工事の区分	
斜面防災工事	型枠工事
<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) とび・土工・コンクリート工事                      (内容) その他基礎のないしは準備的工事                      (例示) 地すべり防止工事                      (備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり対策工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>抑制工-集水井工 (吊りコンクリート・静水槽コンクリート)</li> <li>砂防構造物 (護岸工、砂防えん堤工)</li> <li>地表水排除工</li> </ul> </li> <li>・急傾斜地崩壊対策工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>抑制工-排水工</li> <li>抑止工-擁壁工</li> </ul> </li> </ul>	<p>&lt;建設業許可の業種区分&gt;                      (種類) 大工工事                      (内容) 木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に 木製設備を取付ける工事                      (例示) 型枠工事</p>
<p>&lt;能力評価基準 (新設)&gt;                      ・登録斜面防災基幹技能者 (一社) 斜面防災対策技術協会                      型枠工の技能は他団体も評価対象としているが、作業環境や築造物の違いなど、斜面防災工事特有の作業内容があり、その部分については就業履歴としてカウントする</p>	<p>&lt;能力評価基準 (既往)&gt;                      ・登録型枠基幹技能者、(一社) 日本型枠工事業協会</p>
<p>(目的)                      ・斜面変動を抑制・抑止するコンクリート構造物を打設するための型枠築造                      (作業内容)                      ・地すべりや崩壊が発生する恐れのある斜面内における作業                      ・型枠の製作・加工                      ・型枠の組立て・設置</p>	<p>(目的)                      ・様々なコンクリート製構造物を打設するための型枠築造                      (作業内容)                      ・一般に安定した平坦地における作業                      ・型枠の製作・加工                      ・型枠の組立て・設置</p>
 <p>【作業状況 砂防えん堤工 (地すべり対策)】</p>	 <p>【作業状況 建築土間】</p>
 <p>【作業状況 擁壁工 (急傾斜地崩壊対策)】</p>	
 <p>【作業状況 地表水排除工 (地すべり対策)】</p>	

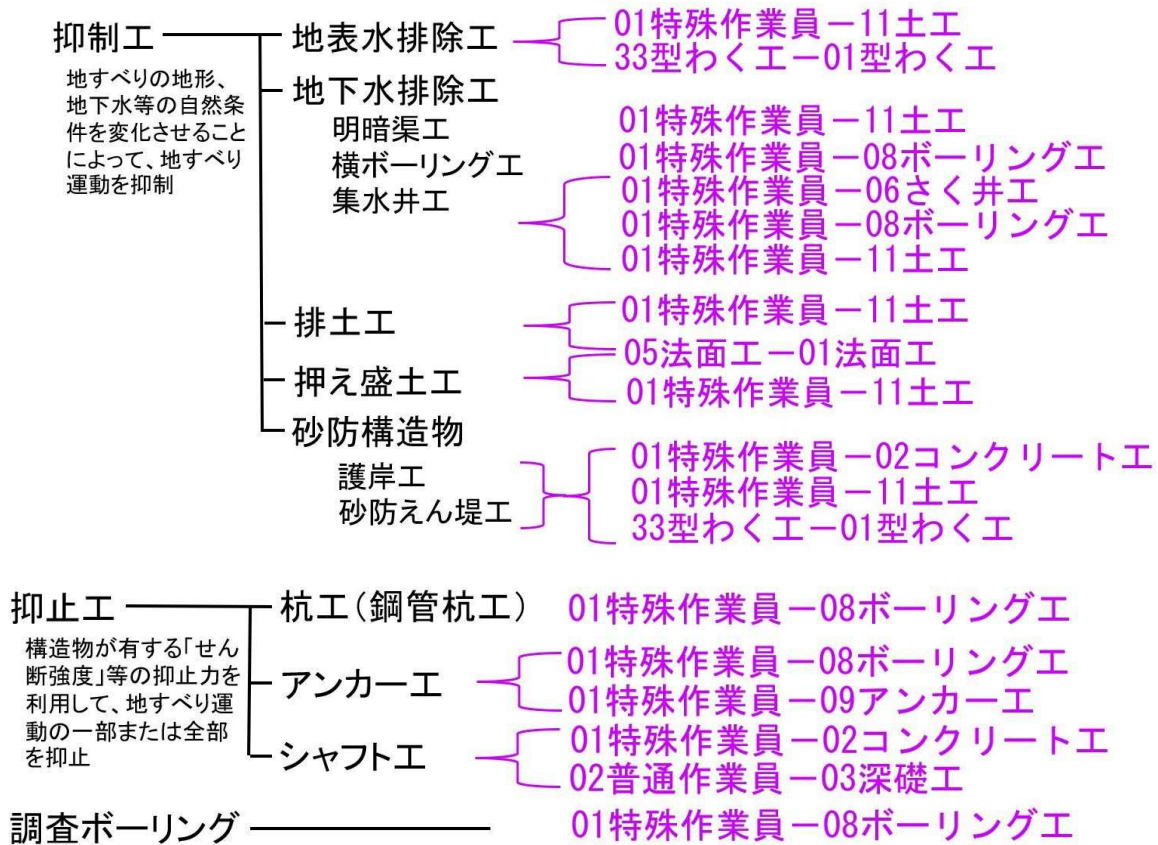


図-2-1 地すべり対策工と「斜面防災工」の関係の例 ※

※ これらの地すべり対策工に関係する右の職種はすべて「斜面防災工」として登録、合算可能である。また、ここに示した職種の外、表-1に示した職種のうち、実際の地すべり対策の現場作業で携わったものについても登録、合算可能である。

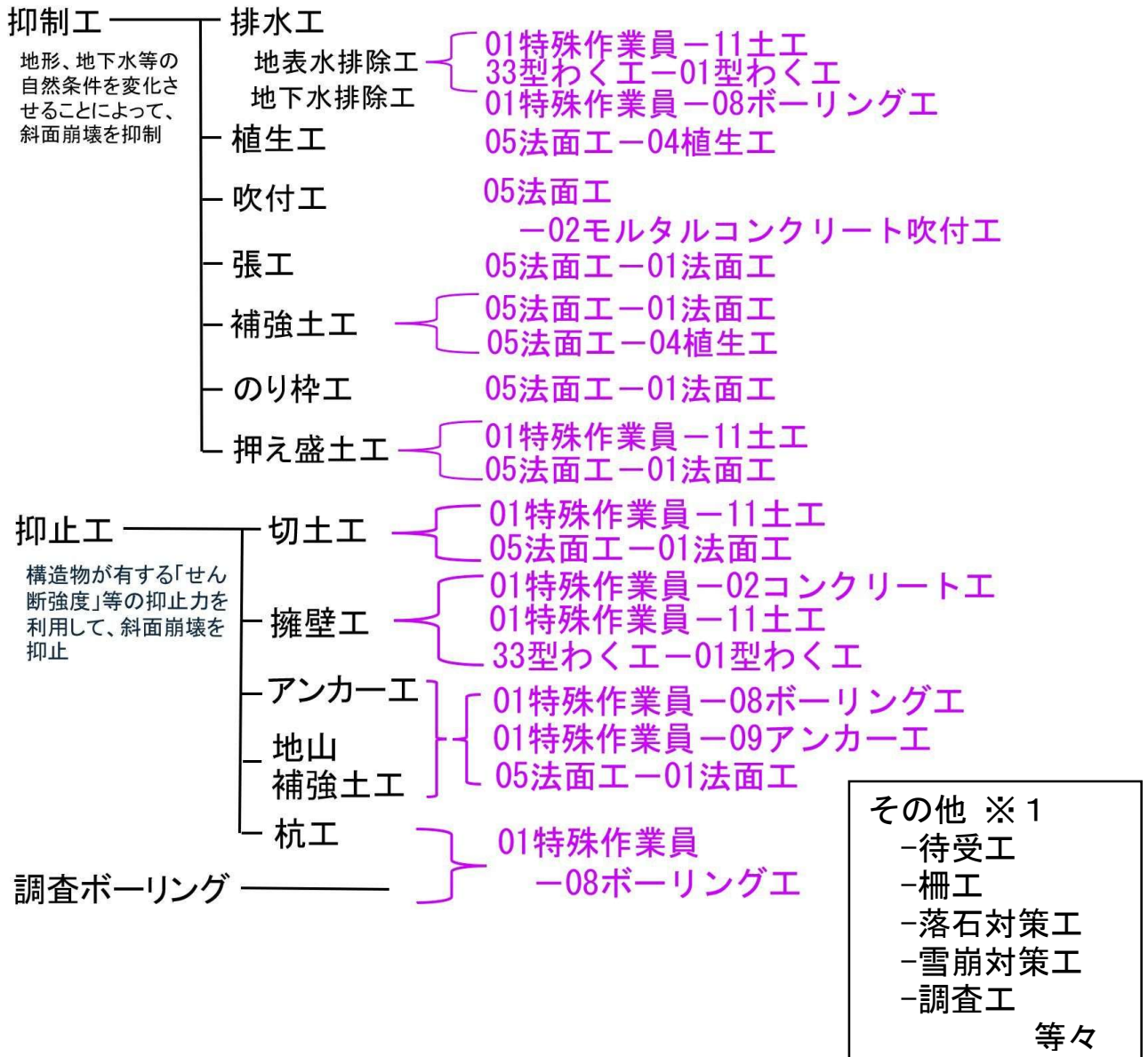


図-2-2 斜面崩壊防止工と「斜面防災工」の関係の例 ※2

※1 「その他」に示した職種については広義の「斜面崩壊防止工」に含まれている。したがって、「その他」に示した職種に携わった場合には、表-1から実際に携わった職種を選択して「斜面防災工」として登録、合算可能である。

※2 これらの斜面崩壊防止工に関係する右の職種はすべて「斜面防災工」として登録、合算可能である。また、ここに示した職種の他、表-1に示した職種のうち、実際の斜面崩壊防止工の現場作業で携わったものについても登録、合算可能である。

## 第3章 登録基幹技能者制度について

### (1)登録基幹技能者制度とは何か

登録基幹技能者は、熟達した作業能力と豊富な経験を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメントに優れた技能者で、国土交通大臣の登録を受けた機関(＝斜面防災工は斜面協会)が資格認定した技能者です。

現場では、いわゆる上級職長などとして、

- ①現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ②現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整

などの現場における高度なマネジメント業務を担い、元請の計画・管理業務に参画し、補佐することが期待されている。

### (2)登録基幹技能者となることのメリット

- ①最上位のレベル4に位置付けられる「登録基幹技能者」は企業の経営事項審査の審査項目「Z1:技術職員数」において、加点点評価(3点)の対象となっています。
- ②登録基幹技能者の配置が「総合評価落札方式」の加点点対象項目として導入する発注機関が増えています。
- ③元請企業の「優良技能者認定制度」における認定要件の一つとして位置づけられています。
- ④建設キャリアアップシステムの認定要件の一つである能力評価基準の最高位であるレベル4:ゴールドカード(高度なマネジメント能力を有する技能者)に位置づけられています。
- ⑤とび・土工工事業またはさく井工事業について、建設業法第26条1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められます。

### (3)その活用について斜面協会が取り組む理由

- ①斜面防災工事では、地質調査等地中の限られたデータから計画・設計・施工をせざるを得ず、このことは着手から工事完成までの長期間にわたり着手前の斜面より不安定な状態になることを意味しています。
- ②多くの工事現場では保全対象である人家や公道などが近接しており、崩壊の予兆を見逃すと作業員はもちろんのこと第三者にも重大な被害が発生するおそれがあります。
- ③斜面防災工事に携わる技術者および技能者の一人一人に、地すべりや斜面崩壊現象への知見や安全管理への基礎知識と現場経験を有することが求められ

ます。

安全で効率的な現場作業を進めるためにも、豊富な経験から適切な施工方法等を提案できる登録基幹技能者の育成に向けて取り組んでまいります。

#### (4) 登録斜面防災基幹技能者講習

##### 講習受験の流れ(令和8年度予定)

- 8月上旬～10月上旬:受講申し込み
- 9月下旬:受講票送付
- 10月23日(金),24日(土):講習受講(二日間)
- 12月上旬:合格者発表
- 12月中旬:修了証交付
- 令和9年1月1日:登録

##### 受講要件

- ① 斜面防災工事に対する10年以上の実務経験と3年以上の職長等の実務経験

実務経験は斜面協会が個別に認定

- ② 資格等の保有(能力評価基準参照)

【以下の資格を1以上保有していること】

- ・斜面防災主任技能者
- ・地すべり防止工事士
- ・1級又は2級土木施工管理技士
- ・青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰受賞者

【さらに以下の資格を1つ以上保有する者】

- ・地山の掘削および土止め支保工作業主任者技能講習
- ・型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- ・地山の掘削作業主任者(旧)および土止め支保工作業主任者(旧)技能講習
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- ・足場の組立て等作業主任者技能講習

##### 手数料

① 受講料:44,000円(うち消費税10%4,000円)

② 再受験料:11,000円(うち消費税10%1,000円)

※厚生労働省の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の助成対象の講習となっています。詳しくは以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

#### (5) 試験問題の傾向と対策

斜面協会のHPに過去問題・正答を掲載しています。

## (6)登録斜面防災基幹技能者の活用 今後の展望

### ● 国・都道府県の公共工事における評価・活用

・国土交通省:平成 17(2005)年度に北海道開発局が最初に導入し、現在ではすべての地方整備局等が導入しています。

・都道府県・政令指定都市:平成 19(2007)年度に長崎県が最初に導入し、令和 5(2023)年度では 28 都道府県と 5 政令市が導入しています。

・西日本高速道路、都市再生機構、本州四国連絡高速道路も導入しています。

⇒総合評価における評価・活用は着実に進んでいます。

### ● 元請企業における評価・活用

・(一社)日本建設業連合会:「建設技能労働者の人材確保・育成に関する提言」の一つとして「建設技能労働者の賃金改善」を掲げており、その中で「優良技能者認定制度」の普及を推進することとしています。

⇒各企業では「優良技能者認定制度」を導入して、認定に当たって「登録基幹技能者」であることとしている元請企業が増えてきています。

⇒登録基幹技能者として、優良技能者認定制度の認定を受けることにより、年収が数十万円増加することが見込まれます。

国土交通省、都道府県、政令指定都市の総合評価における活用実績等

発注機関	工事件数					評価方法等		
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	評価項目	配点	
国土交通省	北海道開発局	459	573	597	460	665	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 ~ 1 点
	東北地方整備局	1,084	1,074	891	839	903	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	関東地方整備局	318	315	187	162	154	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	北陸地方整備局	217	97	65	58	21	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	中部地方整備局	1,046	895	795	765	686	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	近畿地方整備局	417	625	395	389	435	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 2 ~ 20 点
	中国地方整備局	539	222	464	391	425	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	四国地方整備局	420	455	355	318	324	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 5 点
	九州地方整備局	1,202	1,231	734	645	599	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 ~ 2 点
	沖縄総合事務局	97	99	112	78	非公表	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 0.5 ~ 1 点
合計	5,799	5,586	4,595	4,105	4,212			
都道府県	北海道	218	201	194	201	161	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 0.25 ~ 0.5 点
	青森県	—	—	—	—	0	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 1 点
	岩手県	—	402	453	469	511	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.1 点
	秋田県	179	197	213	282	305	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 0.5 ~ 1 点
	茨城県	631	649	666	481	523	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 1 点
	栃木県	—	16	25	37	33	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	埼玉県	96	72	81	48	50	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	千葉県	—	—	—	—	0	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点
	東京都	—	682	674	616	658	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 2 点
	神奈川県	4	9	4	7	9	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 1 点
	新潟県	34	23	11	29	37	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	富山県	14	11	14	非公表	9	独立項目	登録基幹技能者の配置 5 点
	長野県	37	18	39	47	40	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 0.5 点 ~ 0.75 点
	静岡県	39	45	68	69	88	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点 (官構工事は 1 点)
	三重県	1	0	2	8	5	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0 ~ 15 点
	滋賀県	34	28	13	33	31	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 1 点
	京都府	9	3	4	15	12	登録基幹技能者の活用	登録基幹技能者の配置 1 点
	大阪府	22	38	33	11	非公表	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	鳥取県	783	739	756	893	423	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 0.5 ~ 1 点
	島根県	20	11	12	13	23	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 1 点
	広島県	4	14	102	非公表	166	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0 ~ 1 点
	徳島県	21	23	8	9	16	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 2 点
	高知県	0	0	0	0	0	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 0 ~ 5 点
	長崎県	267	277	246	220	228	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.1 ~ 1 点
	熊本県	56	29	16	44	34	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 ~ 1 点
	大分県	45	344	349	314	334	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 0.3 ~ 1 点
鹿児島県	—	—	—	0	136	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.2 ~ 0.5 点	
沖縄県	119	144	140	131	102	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 1 点	
合計	2,633	3,817	3,942	3,977	3,934			
政令指定都市	札幌市	22	25	27	27	34	技術者の配置 / 能力	登録基幹技能者の配置 0.5 ~ 37.5 点
	仙台市	140	176	180	198	209	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	相模原市	31	35	35	38	42	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 0.5 点
	静岡市	106	127	91	121	非公表	企業の社会性 / 担い手育成・確保	登録基幹技能者の配置 1 点
	広島市	—	11	17	13	14	企業の技術 / 施工力	登録基幹技能者の配置 0.5 点
合計	299	374	350	397	299			

※登録基幹技能者又は技能士で評価している発注者含む。  
 ※「—」の箇所は評価・活用の対象としていない年度

## 第4章 建設技能者(斜面防災技能者)の能力評価制度について

### (1)斜面防災技能者の能力評価に斜面協会が取り組む理由

斜面協会が、技能者の能力評価をすることから、多能工的な斜面防災技能者(斜面防災工)を適切に評価できる基準を国土交通省に提案し、斜面協会が評価実施団体とすることで評価の実効性が担保できます。

また、レベル判定を受け、CCUS に登録することにより、斜面防災技能のスキルアップにつながります。

### (2)能力評価の段階

能力評価はレベル1からレベル4までの4段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりです。

#### レベル1:初級技能者(見習いの技能者)

斜面防災工事についての基礎知識を有するとともに、墜落制止用器具等の安全な使用方法を身に付け、指示を受けながら作業の補佐ができる。

#### レベル2:中堅技能者(一人前の技能者)

斜面防災工事の現場での経験が2年以上あり、作業手順に沿って、正確な作業ができる。

#### レベル3:職長として現場に従事できる技能者

技能者を統率し、斜面防災工事に関する一連の作業ができる。また、現場の状況を把握し、他の技能者に対して必要な指示をするなど、作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができる。

#### レベル4:高度なマネジメント能力を有する技能者(登録基幹技能者等)

登録基幹技能者として全体工程の把握・管理を行い、複数の現場及び元請事業者や他職種との調整を行うことができる。また、速やかに施工箇所周辺の異常を察知・判断して、工事の中止や住民等第三者に対する被害の防止に繋げることができる。

### (3)能力評価申請の流れ

#### ①評価の申請

- 建設キャリアアップシステムに技能者登録をし、技能者 ID を取得します。  
(技能者の所属事業者等(所属事業者、上位下請事業者または元請事業者)が代行申請できます)
- 能力評価を受けようとする技能者は、以下の書類に必要事項を記入の上、斜面協会に提出します。

#### 【提出書類】

・能力評価申請書

・建設業に従事した時点から令和 6(2024)年 3 月 31 日までの間に、CCUS を利用せずに斜面防災工事に従事した経験がある場合は、所属事業者等による斜面防災工事に関する経歴証明書(令和 11(2029)年 3 月 31 までの経過措置)

## ②評価の実施

- 斜面協会が、国土交通省より認定された能力評価基準に基づき、評価を実施します。

(CCUS に登録・蓄積された申請者の情報が、能力評価基準に定める各基準に適合しているかどうかを確認し、申請者のレベルを認定します)

## ③評価の結果の通知など

- 斜面協会が、評価結果を申請者および(一財)建設業振興基金に対して通知をします。

(レベル 4 の認定を行った場合は、登録基幹技能者講習修了証の有効期限を評価結果の有効期限として設定し、併せて通知する)

- レベルに応じたキャリアアップカードは、(一財)建設業振興基金から交付されます。

## (4)手数料

評価手数料:4,000 円

なお、(一財)全国建設業振興基金では、手数料に対する支援制度がある場合があります。詳細は、基金のホームページをご覧ください。

# 能力評価基準【斜面防災】

CCUS職種コード		01 特殊作業員-02 コンクリート工、06 さく井工、08 ボーリング工、09 アンカー工、11 土工、20 斜面防災工 02 普通作業員-03 深礎工 05 法面工-01 法面工、02 モルタルコンクリート吹付工、04 植生工、05 ラス張工 33 型枠く工-01 型枠く工
能力評価実施団体 （一社）斜面防災対策技術協会		
呼称 斜面防災技能者		
レベル4	就業日数	10年 (2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇登録斜面防災基礎技能者(00049)</li> <li>◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(職種：法面工)(91019)</li> <li>◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(職種：さく井工)(91028)</li> <li>◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(職種：アンカー工)(91033)</li> <li>◇優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(職種：ボーリング工)(91034)</li> </ul>
	職長経験 就業日数	職長としての就業日数が3年(645日) 6年(1290日)
レベル3	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下記資格のうち、いずれかを保有すること</li> <li>✓地すべり防止工事士(30061) ✓斜面防災主任技能者(33120) ✓1級土木施工管理技士(30005)又は2級土木施工管理技士(30005)</li> <li>✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設エンジニアスター)(職種：法面工)(92019)</li> <li>✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設エンジニアスター)(職種：さく井工)(92028)</li> <li>✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設エンジニアスター)(職種：アンカー工)(92033)</li> <li>✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰(建設エンジニアスター)(職種：ボーリング工)(92034)</li> </ul>
	職長・班長経験 就業日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下記資格のうち、いずれかを保有すること</li> <li>✓型枠支保工の組立て等作業技能講習(40010) ✓足場の組立て等作業主任者技能講習(40011)</li> <li>✓地山の掘削および止め支保工作業主任者技能講習(40005) ✓陸業欠乏・輸化水素危険作業主任者技能講習(40029)</li> <li>✓地山の掘削作業主任者(II)技能講習(40006)及び土止め支保工作業主任者(II)技能講習(40007)</li> </ul>
レベル2	職長・班長経験 就業日数	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職長・安全衛生責任者教育(60001)または60011) ●レベル2の基準の「保有資格」を満すこと</li> <li>職長としての就業日数が1年(215日)</li> <li>2年(430日)</li> </ul>
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下11の資格のうち2つ以上</li> <li>✓ボーリングマンの運転に係る特別教育(50018) ✓陸業欠乏危険作業の業務に係る特別教育(50037)</li> <li>✓電気取扱い業務(低圧電気取扱業務)に係る特別教育(50055)</li> <li>✓足場の組立て、解体または変更の作業(地上または堅固な床面上における補助作業の業務を除く)に係る特別教育(50052)</li> <li>✓小型車両系建設機械(整地・運搬・掘削機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転(機体重量3t未満)の業務に係る特別教育(50051)</li> <li>✓積込み用および荷降用)運転(機体重量3t以上)技能講習(40035)</li> <li>✓不整地運搬車の運転(最大積載量1t未満)の業務に係る特別教育(50007)又は、不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)技能講習(40038)</li> <li>✓移動式クレーンの運転(つり上げ荷重1t未満)の業務に係る特別教育(50025)又は、小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重1t以上5t未満)技能講習(40031)</li> <li>✓クレーンの運転(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の吊降用)の業務に係る特別教育(50024)</li> <li>✓玉掛け(つり上げ荷重1t以上のクレーン等)技能講習(40040) ✓ロープ高所作業に係る特別教育(50053)</li> <li>✓壁落制止用器具のつり上げ作業(ロープ高所作業を除く)に係る特別教育(50058)</li> </ul>
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者	

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。[ ]は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。  
 ※ レベル3の足場の組立て等作業主任者技能講習を受講していれば、レベル2の足場の組立、解体または変更の作業(地上または堅固な床面上における補助作業の業務を除く)に係る特別教育も受講しているものと取り扱う。  
 ※ レベル3の陸業欠乏・輸化水素危険作業主任者技能講習を受講していれば、レベル2の陸業欠乏危険作業の業務に係る特別教育も受講しているものと取り扱う。

## 第5章 建設キャリアアップシステムに対する助成制度

### (1)人材確保等支援助成金

人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

貴社の従業員の賃金は、能力・経験に見合っていますか？

建設キャリアアップシステムを活用した  
雇用管理改善の取組を支援します！



最大**160万円**(一事業年度あたり)が支給されます！

### 人材確保等支援助成金

#### 建設キャリアアップシステム等活用促進コースのご案内

#### 助成金の目的

建設業における人手不足への対策として、建設技能者の賃金を能力・経験に応じた適切なものとするは有効な手段の一つです。  
この助成金では、建設キャリアアップシステムを活用して、雇用する建設技能者の処遇を改善する取組を行った中小建設事業主に対して、その取組にかかる経費の一部を助成することで、建設技能者全体の処遇を改善していくことを目的としています。

#### 助成金の概要はこちらのとおりです

##### 支給対象となる事業者

##### 中小建設事業主

以下の全てを満たす中小事業主が対象です。

- ◆ 雇用保険料率が**17.5/1,000**であることもしくは  
建設業の許可を得たうえで、雇用保険料率が**17.5/1,000以外**であること
- ◆ 資本金の額もしくは出資の額の総額が**3億円以下**もしくは  
常時雇用する労働者数が**300人以下**であること

##### 助成対象となる取組

以下の取組を行うことが必要です。

- ◆ 雇用する全ての建設技能者について、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行うこと
- ◆ 能力評価制度のレベル判定でレベルが上がった者の賃金を5%以上増加させること

##### 支給額

算定対象となる建設技能者(※)の数×16万円

※レベル判定で昇格判定を受け、賃金が5%以上増加した技能者  
(支給上限)

一事業年度あたり**160万円**(10人×16万円)

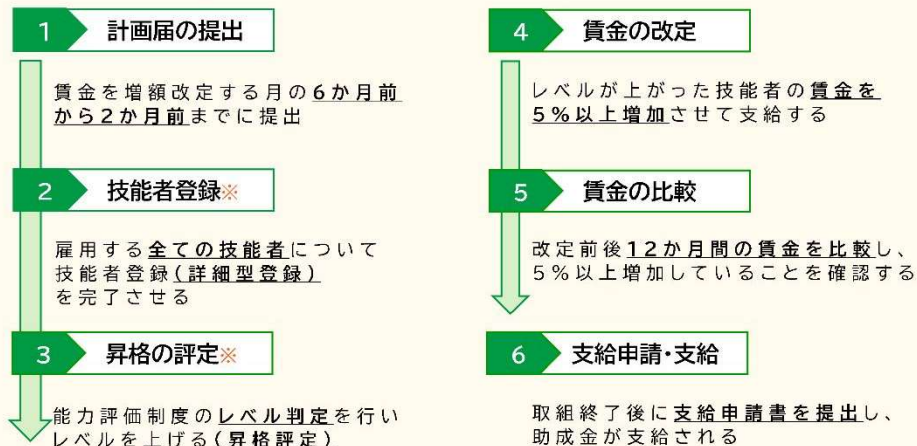
 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL070401建港02

## 人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

### 申請手続き・流れ

この助成金の支給を受けるためには、

**【計画届】と「支給申請書」**の提出が必要です！



※2「技能者登録」や3「昇格の評定」が、1「計画届の提出」より前に行われている場合でも助成金の対象になります。

### Q1. 建設キャリアアップシステムとは何ですか？



建設技能者の保有資格や社会保険加入状況、就業履歴などを蓄積していく仕組みのことです。能力・経験等に応じた適切な処遇改善につなげることを目的としています。

### Q2. 技能者登録とは何ですか？



「簡略型登録」と「詳細型登録」があり、それぞれ以下の違いがあります。

簡略型登録：就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、社会保険加入の確認のみ可能

レベル判定は不可

詳細型登録：簡略型登録で活用できる項目のほか、**レベル判定が可能**

⇒ 助成金を利用するためには、**詳細型登録**を行う必要があります。

### 詳細・お問い合わせ


助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局  
お問い合わせ先



 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

## (2)人材開発支援助成金

### 人材開発支援助成金

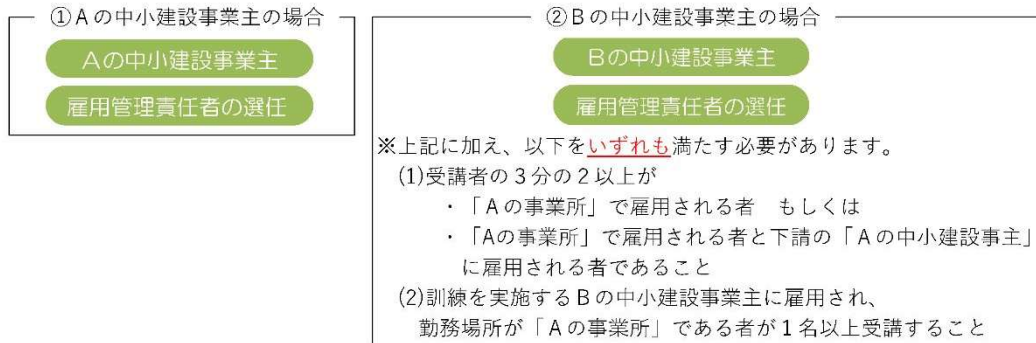
建設労働者技能実習コース（経費助成）／（賃金助成）／（賃金向上助成・資格等手当助成）

#### 1. 受給できる建設事業主

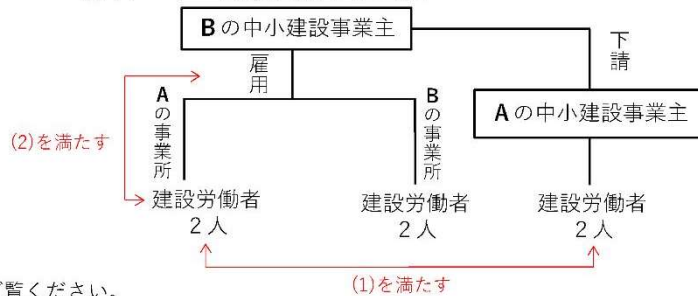
次のイ及びロに該当する建設事業主が対象となります。（自らが雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合は「中小建設事業主」を「建設事業主」に読み替え）

##### イ 事業主の分類について

以下のどちらかに当てはまる必要があります。



##### ②イメージ ※受講者計6名の場合



【用語説明】 ※詳しくはP2をご覧ください。

- ・ Aの中小建設事業主：「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける中小建設事業主
- ・ Bの中小建設事業主：「建設の事業」以外の雇用保険料率の適用を受ける中小建設事業主
- ・ Aの事業所：「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける事業所
- ・ Bの事業所：「建設の事業」以外の雇用保険料率の適用を受ける事業所

##### ロ 賃金の支払いについて

雇用する雇用保険被保険者である建設労働者に受講させ、同じ時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成対象となります。

所定労働時間外又は所定労働日以外の休日等に受講させた場合は、通常の賃金に加えて、所定の割増をした賃金の額以上の賃金を支給する必要があります。

#### 2. 助成の算定対象となる建設労働者

次のいずれかに該当する雇用保険被保険者である建設労働者であり、実際に訓練を受けた時間数が総訓練時間数の7割以上の者

- ・ 助成の対象となる「Aの中小建設事業主」に雇用される建設労働者
- ・ 助成の対象となる「Bの中小建設事業主」に雇用される建設労働者のうち「Aの事業所」で勤務する建設労働者
- ・ 助成の対象となる「Bの中小建設事業主」と直接の下請関係にある、「Aの中小建設事業主」に雇用される建設労働者

### 3. 助成の対象となる技能実習

次のイ又はロに該当する技能実習が対象となります。

#### イ 技能実習

以下のすべての要件を満たす技能実習で次ページの表に「○」があるもの

- (1) 1日1時間以上であること。次ページの表①、⑤及び⑦については合計10時間以上  
(①は1時間以上実技の時間を設けること。実技・学科の時間の割合は問わない。)  
※単なる開・閉講式やオリエンテーションなどのみの場合は、その日は助成の対象となりません。  
(試験に要する時間は対象に含まれます。)
- (2) 技能実習の期間は6か月以内とすること(ロに記載する「技術検定」はこの限りでない。)
- (3) 次ページの表①または⑤を自ら実施する場合、実習の指導員は以下いずれかに該当する者であること
  - ・その実習の内容に直接関連する職種に関する職業訓練指導員免許を有する者
  - ・1級技能検定に合格した者
  - ・その他管轄労働局長がこれらと同等以上の能力があると認める者であること

※職場訓練(労働者を日常の職場で業務に就かせたまま行う訓練)及び営業活動の一環として行う技能実習は助成の対象になりません。

※労働者本人から技能実習に要した費用を徴収する場合は助成の対象になりません。

確認のため、現金出納帳等の会計帳簿の提出を求めています。

※認定訓練(都道府県より補助又は助成を受けて行われる場合)は助成の対象になりません。

#### ロ 技術検定に関する講習

以下のすべての要件を満たす技能実習であるもの

- (1) 建設業法で定める技術検定(※)に関する講習であり、受講を開始する日において雇用保険法で定める教育訓練給付金の支給対象であること。対象となる講習については、[厚生労働省ホームページ\(教育訓練講座検索システム\)](#)をご覧ください。  
(教育訓練講座検索システムはQRコードからもアクセスできます。)
- (2) 雇用保険法に定める指定教育訓練実施者が実施するものであること



※建設業法で定める技術検定の検定種目は以下のとおりです。

建設機械施工管理	土木施工管理	建築施工管理	電気通信工事施工管理
電気工事施工管理	管工事施工管理	造園施工管理	

No.	実習内容	中小建設事業主が自ら行う場合	登録教習機関が実施する実習を受講させる場合	登録基幹技能者講習実施機関が実施する実習を受講させる場合	職業訓練法人が実施する実習を受講させる場合	所属する中小建設事業主団体※2が実施する実習を受講させる場合	建設事業主が自ら行う場合	所属する建設事業主団体※2が実施する実習を受講させる場合
①	建設工事における作業に直接関連する実習（②から⑥以外のもの）	○	○	○	×	○	○※1	○※1
②	労働安全衛生法で定める特別教育（34～35ページ・表1に限る）	○	○	○	×	○	○※1	○※1
③	労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（36ページ・表2に限る）	○	○	○	×	○	○※1	○※1
④	労働安全衛生法に基づく教習及び技能講習（37ページ・表3に限る）	×	○	×	×	×	×	×
⑤	職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習（38ページ・表4に限る）	○	○	○	×	○	○※1	○※1
⑥	建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習（39～40ページ・表5参考）	×	×	○	×	×	×	×
⑦	技能継承に係る指導方法の向上のための講習※3	×	×	×	○	×	×	×

※1 中小建設事業主以外の建設事業主が、

- ・雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合
- ・所属する建設事業団体に対し、雇用する女性建設労働者に係る技能実習を委託して行う場合に限ります。

※2 実習の委託先となる中小建設事業主団体は、次のいずれにも該当する団体に限ります（建設事業主団体の場合は「中小建設事業主」を「建設事業主」に読み替え）。

- ・団体の構成員のうち、建設事業主が50%以上を占めていて、その建設事業主のうち中小建設事業主が3分の2以上を占めていること
- ・構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること
- ・実施する技能実習の受講者のうち3分の2以上が、「Aの中小建設事業主」に雇用される建設労働者及び「Bの中小建設事業主」のうち勤務場所が「Aの事業所」である建設労働者であること

※3 建設関係の認定訓練において指導員の補助者として訓練に入り、実際の訓練の中で指導員から指導の方法を学ぶという形態の講習です。

## 4. 助成額

### イ 経費助成

(1) 雇用保険被保険者数20人以下（企業全体、技能実習の開始日時点）の場合

支給対象費用の **3 / 4**

(2) 雇用保険被保険者数21人以上（企業全体、技能実習の開始日時点）の場合

①35歳未満の労働者について

支給対象費用の **7 / 10**

②35歳以上の労働者について

支給対象費用の **9 / 20**

(3) 中小建設事業主以外の建設事業主が、自らが雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合

支給対象費用の **3 / 5**

#### < 上限額 >

1つの技能実習について、1人あたり10万円まで。

#### 支給対象経費一覧

支給対象費用		基準
事業主自ら実施する場合	指導員謝金	実費相当額（部外指導員に対し、直接支払いを行ったものに限る）
	指導員旅費	実費相当額（交通費に限る）
	実習場所の借上料	実費相当額（関係者間の賃貸借の場合には、一般的に料金表に基づき有料で賃貸されている会場である場合に限る）
	建設機械の借上料	実費相当額
	教材費、消耗品代等で技能実習に直接必要とする費用	実費相当額
	委託費	自ら計画した実習の一部を所属する建設事業主団体等に委託する場合に限る。
所属する建設事業主団体等の実施する実習を受講させた場合	受講料	実費相当額

※都道府県の職業能力開発施設及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料、教科書代等の経費は、助成対象となりません。

## ロ 賃金助成

(1) 雇用保険被保険者数**20人以下**（企業全体、技能実習の開始日時点）の場合

1日あたり **8,550円**  
<9,405円>

(2) 雇用する雇用保険被保険者数**21人以上**（企業全体、技能実習の開始日時点）の場合

1日あたり **7,600円**  
<8,360円>

※ (1)、(2)ともに通学制、1日3時間以上受講した日に対して助成（20日分まで）  
< >は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合

## ハ 賃金向上助成・資格等手当助成（詳細はP3参照。以下の金額が上乘せされます。）

(1) 「イ 経費助成」の支給決定を受けている場合

支給対象経費の **3/20** ※1人あたり2万円まで

(2) 「ロ 賃金助成」の支給決定を受けている場合

① 雇用保険被保険者数**20人以下**（企業全体、技能実習の開始日時点）の場合

1日あたり **2,000円**

② 雇用する雇用保険被保険者数**21人以上**（企業全体、技能実習の開始日時点）の場合

1日あたり **1,750円**

### <上限額>

支給申請年月日を基準とし、一事業年度（4/1～3/31）あたり**500万円（※）**まで

※経費助成、賃金助成、賃金向上助成・資格等手当助成の合計額。

中小建設事業主以外の建設事業主が自ら雇用する女性建設労働者に技能実習を行う場合は、**経費助成のみの支給**となります。

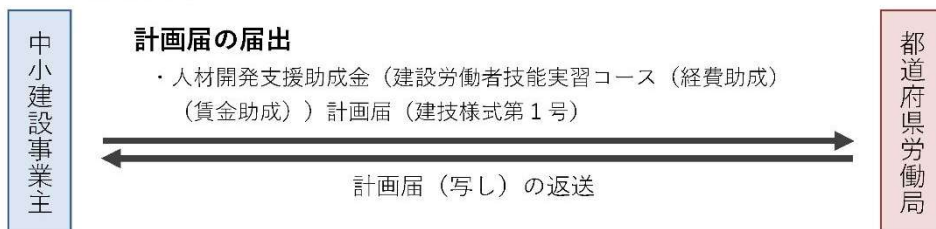
## 5. 手続き

### ① 計画届の届出

雇用保険適用事業所ごとに、**技能実習を実施しようとする日の3か月前から原則1週間前まで**に必要な書類一式を技能実習の受講者が属する事業所の所在地を管轄する労働局に提出してください。

なお、登録教習機関、登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人又は指定教育訓練実施者が実施する実習（※）を受講させる場合、計画届の提出は不要です。

※例えば、登録教習機関等で**学科のみ実施し、事業所で実技を実施**する場合は、計画届の提出が必要です。



※ 計画届の変更

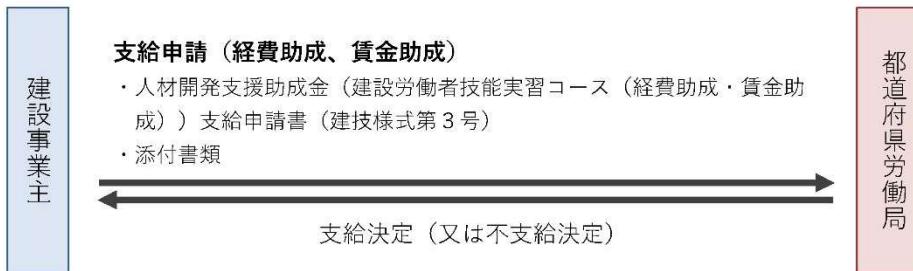
「実施日」・「実習内容」・「講習実施機関名（主催者名）」・「実施場所」に変更が生じる場合は、事前に必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。

※ 技能実習の開始日が変更となる場合については、当初計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日までに提出してください。

② 支給申請書（経費助成、賃金助成）の提出

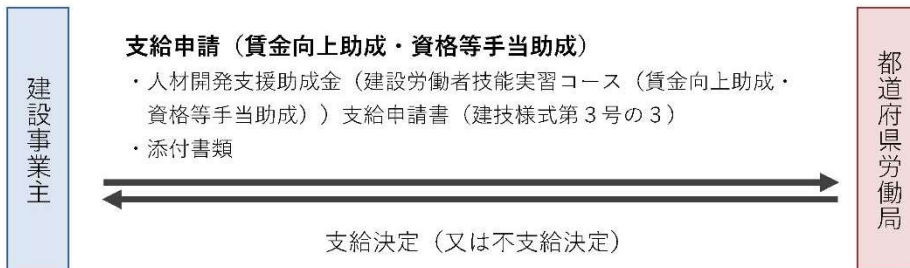
技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2か月以内に、必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。

※技能実習を行った期間の賃金の支払日から支給申請期限まで2週間未満の場合については、技能実習を行った期間の賃金の支払日から2週間以内に提出してください。



③ 支給申請書（賃金向上助成・資格等手当助成）の提出

賃金が改定され、建設労働者に支払った日から3ヶ月後となる日（その月において3ヶ月後となる日がない場合は、その月の末日）の翌日から起算して5ヶ月以内に、必要書類一式を管轄する労働局に提出してください。（各要件はP3をご確認ください。）



6. 提出書類

省略